

軽自動車税減免について

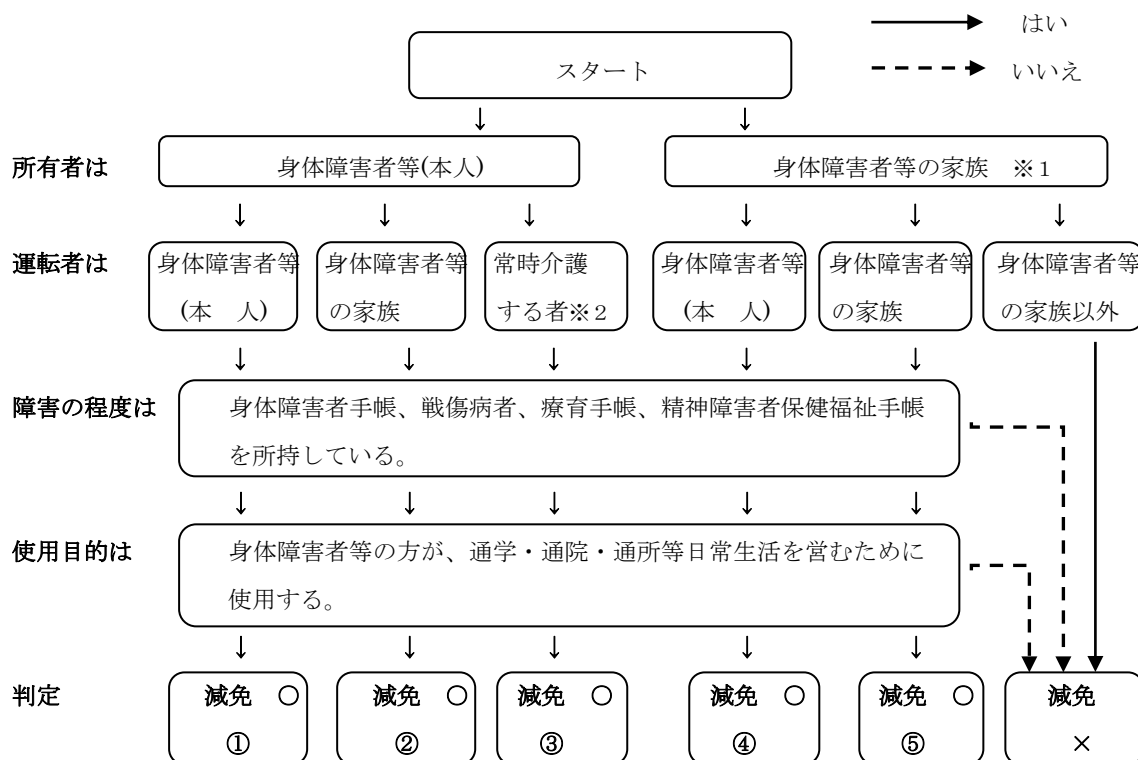
1. 減免とは

一定の要件に該当する身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方が日常生活を営むうえで不可欠な軽自動車について、軽自動車税の減免を実施しています。

2. 障害の程度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

3. 減免チェック表



4. 申請期限について

納期限（令和7年6月2日）までに申請ください。

5. 申請に必要な書類

減免のパターン(減免チェック表参照)		①	②	③	④	⑤
必要書類	軽自動車の所有者 及び運転者	所有者	身体障害者等(本人)			身体障害者等の家族
	運転者	身体障害者等(本人)	身体障害者等の家族	常時介護者	身体障害者等(本人)	身体障害者等の家族
納税義務者のマイナンバーカード または通知カード		○	○	○	○	○
減免申請書 (納税義務者の押印が必要です。)		○	○	○	○	○
身体障害者等であることを証する書面 【身体障害者の方】身体障害者手帳 【戦傷病者の方】戦傷病者手帳 【知的障害者の方】療育手帳 【精神障害者の方】 精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○
軽自動車を運転される方の運転免許証 ※マイナ免許証の場合は①免許情報記録番号、②免許の年月日、③免許情報記録の有効期限を申請書に記載。 上記の情報が見える形でマイナ免許証読み取りアプリの画面を印刷したものを提出いただければ記載を省略できます)		○	○	○	○	○
減免を受ける軽自動車の車検証 (電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も用意してください)		○	○	○	○	○
身体障害者等が専ら軽自動車を日常の手段として使用していることを証する書面 (例)通学,通院,通所等の証明書、申立書			○			○
身体障害者等と生計を一にする方との関係を証する書面(別世帯,別居の場合) (例)申立書、確定申告書控え又は源泉徴収票(所得税の申告で扶養控除の対象になっている場合)、健康保険証(被扶養者になっていることがわかる場合。)			○		○	○
常時介護者であることを証する書面 【身体障害者及び知的障害者の方】 申立書 【戦傷病者の方の場合】 申立書又は、大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課が発行する証明。 【精神障害者の方の場合】 申立書又は、保健所が発行する証明。				○		

※上記必要書類については、窓口での原本提示及び提出用の写しの用意をお願いします。

※郵送による減免申請の場合は、申請書及び必要書類の写しを送付してください。